

市民と市政をつなぐ架け橋



藤沢市オンブズマン制度

ご案内



藤沢市

蕨市オンブズマン制度を 存じですか？



オンブズマン
Ombudsman

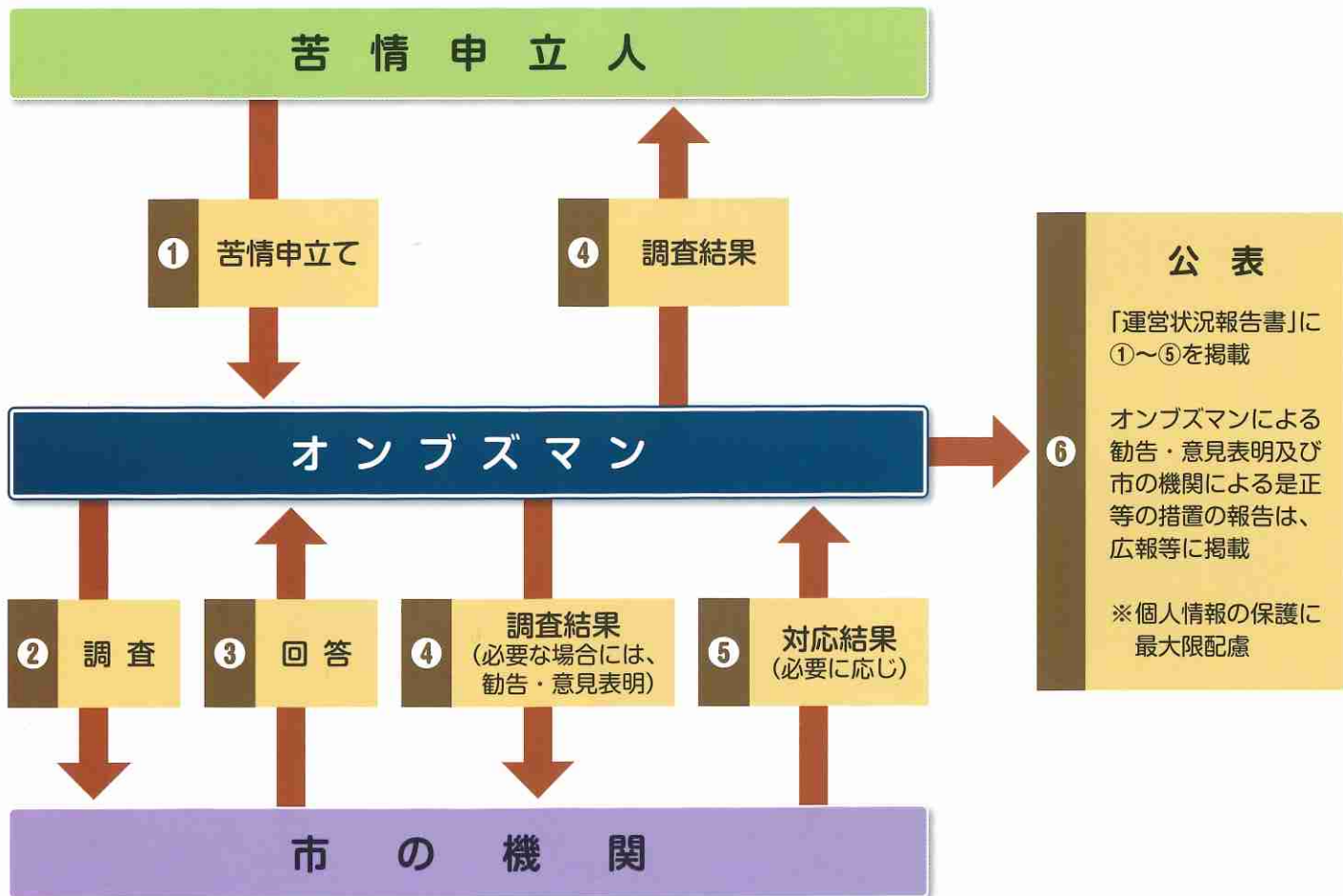
あなたが市と接する中で生じた苦情（市の業務やそれに関連する職員の行為などによって不利益を受けたとき）をオンブズマンに申し立てることができます。

オンブズマンが公正・中立的な立場で調査し、結果をお知らせします。

調査の結果、市や職員の行為が不適切であった場合で必要があると認めるときは、市に対し是正や改善を促します。

※費用はかかりません。

苦情処理の流れ



Q 誰でも苦情を申立てできるの？

A 違法又は不適切な市の業務やそれに関連する職員の行為などにより、あなた自身が不利益を受けた場合で、その事実があった日から原則1年以内であれば、誰でも苦情を申し立てることができます。

※ただし、判決・裁決等により確定又は裁判所等において係争中の事項、議会に関する事項及び職員の勤務内容やオンブズマンの行為に関する事項は対象外です。
(ご不明な点は、オンブズマン事務局にお問い合わせください。)



Q 申立ての方法は？

A 本人又は代理人が、所定の「苦情申立書」によりオンブズマンに申し立てていただきます。(身体的な事情など必要に応じ事務局職員が代筆します。)

「苦情申立書」をオンブズマン事務局に持参、郵送又はファックスしていただくか、藤沢市ホームページから電子申請で申し立てることもできます。

※市民センター等へオンブズマンが出向く「巡回オンブズマン」も実施しています。

持参	受付/月曜日～金曜日(除:祝日) 午前8時30分～午後5時(除:正午～午後1時) ※場所は裏面案内図参照
郵送	郵送用の封筒(料金受取人払)をご利用ください。
ファックス	0466-22-7574
電子申請	<input type="text" value="オンブズマン制度とは"/> <input type="button" value="検索"/> クリック! 藤沢市ホームページからサイト内検索で「オンブズマン制度とは」のページに移り、“電子申請届出ページ(外部サイトヘリンク)”を選択し、必要事項を入力してください。
巡回オンブズマン	<input type="text" value="オンブズマン制度とは"/> <input type="button" value="検索"/> クリック! 藤沢市ホームページからサイト内検索で「オンブズマン制度とは」のページに移り、“巡回オンブズマンのお知らせ(年間スケジュール)”を選択し、日程等の確認をしてください。

Q 調査の結果は？

A 市の機関からの事情聴取等、必要な調査を行うため時間がかかることがありますが、調査の結果は書面でお知らせします。



市政に対する市民の信頼の向上をめざして



藤沢市オンブズマン事務局

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 分庁舎 7階

TEL: 0466-50-3582 (直通)

FAX: 0466-22-7574

E-mail: fj-ombuds@city.fujisawa.lg.jp